

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	宮崎県五ヶ瀬町

五ヶ瀬町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 宮崎県五ヶ瀬町役場農林課
所在地 宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所1670番地
電話番号 0982-82-1705
FAX番号 0982-82-1724
メールアドレス ringyochiseki@town.gokase.miyazaki.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	シカ、イノシシ、カラス、サル、アナグマ、タヌキ、カワウ、サギ、アライグマ
計画期間	令和 5 年度～令和 7 年度
対象地域	宮崎県五ヶ瀬町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和3年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
シカ	稲、果樹、飼料作物、野菜、スギ、ヒノキ、椎茸	2.47ha 2,974千円
イノシシ	稲、果樹、野菜、いも類、椎茸	5.01ha 7,345千円
カラス	稲、飼料作物、野菜	0.29ha 3,047千円
サル	果樹	0.03ha 6千円
アナグマ	野菜	0.25ha 998千円
タヌキ	稲、飼料作物、野菜、いも類	0.47ha 1,457千円
カワウ	—	—
サギ	稲	0.09ha 107千円
アライグマ	—	—

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積 (被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>①シカ</p> <p>シカによる被害は1年を通して発生しており、内容としては水稻、野菜、豆類、工芸農作物、果樹及び飼料作物の食害並びに踏み倒しである。生息域は町内全域に及んでいる。鞍岡地区においては農林業被害だけでなく、キレンゲショウマ、ツクシノダケ、ユキザサ及びナルコユリ等の希少植物が絶滅の危機に瀕している。</p> <p>②イノシシ</p> <p>イノシシによる被害は1年を通して発生しており、内容としては5～7月にかけての水稻の踏み倒し、7～9月にかけての飼料用作物や水稻の食害や押し倒しと、それに伴う臭いの付着による品質低下がある。また、通年での畦畔の損壊や圃場の掘り起しによって作業効率の低下を招く事例もある。生息域は町内全域に及んでいる。</p> <p>③カラス</p> <p>カラスによる被害は7月から翌年1月にかけて発生し、野菜や豆類の食</p>

害やハウスビニール等の損壊がある。

④サル
年に数回はぐれザルが出没し、家庭菜園に被害を与える場合がある

⑤アナグマ
野菜の被害が発生する年がある。

⑥タヌキ
トウモロコシ等の農作物被害が増加傾向にある。

⑦カワウ
カワウによる漁業被害が増加傾向にある。

⑧サギ
サギによる漁業被害が増加傾向にある。

⑨アライグマ
周辺市町村での目撃情報や捕獲実績があることから、今後の被害が懸念される。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
シカ	2.47ha 2,974千円	1.73ha 2,081千円
イノシシ	5.01ha 7,345千円	3.50ha 5,141千円
カラス	0.29ha 3,047千円	0.20ha 2,132千円
サル	0.03ha 6千円	0.02ha 4千円
アナグマ	0.25ha 998千円	0.17ha 698千円
タヌキ	0.47ha 1,457千円	0.33ha 1,020千円
カワウ	—	—
サギ	0.09ha 107千円	0.06ha 75千円
アライグマ	—	—

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

従来講じてきた被害防止対策	課題

捕獲等に関する取組	町内を5地区に分け有害鳥獣捕獲班を編成するとともに、鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用したくくりわなの導入や捕獲補助金の活用により有害捕獲の推進を図った。捕獲後の処理については、基本的に持ち帰り、埋設処分を行っている。	有害鳥獣捕獲班員の高齢化に伴う担い手の確保と、捕獲した獲物のジビエとしての利活用を図る必要がある。
防護柵の設置等に関する取組	鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用し、共同取組による侵入防止柵設置を推進し、これまで金網柵約47km、ワイヤーメッシュ柵約43km、シカネット約19km、電気柵約74kmの整備を行った。この他、県単事業を活用して、国庫事業には該当しない個人や圃場に対する電気柵導入を進めてきた。また、各関係機関と連携し、効果的な防護柵設置法の研修も行った。	防護柵の設置は進んでいるが、地域が一体となった防除体制及び設置後の維持管理の徹底を図る必要がある。
生息環境管理その他の取組	鳥獣の習性や被害防止技術等に関する知識の周知のための講習会を行った。	緩衝帯整備事業の住民への周知を図る必要がある。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の修正、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

引続き有害捕獲と侵入防止柵設置の推進を行い、鳥獣被害に遭いにくい環境を整備していく。併せて、集落が主体となった自主的な被害防止活動

や侵入防止柵設置後の維持管理についての重要性を周知し、各種事業の効果が最大限に発揮されるよう努める。また、ICT機器を活用した捕獲活動により省力化を図れるよう検討する。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

西臼杵地区猟友会三ヶ所支部及び鞍岡支部の会員で構成する有害鳥獣捕獲班が、町内の農林業者等から依頼を受け、有害捕獲を行う。
また、有害捕獲指導員を設置し、町内の捕獲指導と見回りを行う。
さらに、アライグマ捕獲従事者を育成し、捕獲体制を整備する。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	シカ イノシシ カラス サル アナグマ タヌキ カワウ サギ アライグマ	猟友会との連携強化 捕獲技術向上のための研修や新技術の導入 新規狩猟免許取得者の確保
令和6年度	シカ イノシシ カラス サル	猟友会との連携強化 捕獲技術向上のための研修や新技術の導入 新規狩猟免許取得者の確保

	アナグマ タヌキ カワウ サギ アライグマ	
令和7年度	シカ イノシシ カラス サル アナグマ タヌキ カワウ サギ アライグマ	猟友会との連携強化 捕獲技術向上のための研修や新技術の導入 新規狩猟免許取得者の確保

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

<p>捕獲計画数等の設定の考え方</p> <p>宮崎県第13次鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画を踏まえ、適正な捕獲を実施する。</p> <p>シカ・イノシシについては生活環境付近の個体を中心に捕獲する。特にシカについてはキレンゲショウマやツクシノダケ等の希少植物への被害も深刻になっていることから、森林管理署とも連携をとりながら、国有林に生息する個体についても重点的に捕獲を実施する。</p> <p>カラスについては集団で飛来する個体を中心に、捕獲及び追払いを実施する。</p> <p>サルについては年に数回目撃され、今後の被害が懸念されることから、必要に応じて捕獲及び追払いを実施する。</p> <p>アナグマについては、近年農作物被害の報告が増加している。被害拡大を未然に防ぐための捕獲活動を実施する。</p> <p>タヌキについては、近年農作物被害の報告が増加している。被害拡大を未然に防ぐための捕獲活動を実施する。</p> <p>カワウについては、被害の増加が懸念されることから、被害拡大を未然に防ぐための捕獲活動を実施する。</p> <p>サギについては、被害の増加が懸念されることから、被害拡大を未然に防ぐための捕獲活動を実施する。</p> <p>アライグマについては、特定外来生物であるため、生息が確認され次第、速やかに捕獲する。</p>

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
シカ	1, 100	1, 100	1, 100
イノシシ	700	700	700
カラス	100	100	100
サル	2	2	2
アナグマ	100	100	100
タヌキ	50	50	50
カワウ	50	50	50
サギ	50	50	50
アライグマ	50	50	50

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
捕獲についてはすべての地区で対象鳥獣の銃器及びわなによる捕獲が1年を通して行える体制をとる。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
地域の特性上山林や河川が多く地形の起伏も大きいため、散弾銃の射程距離による有害捕獲には限界がある。そのため、有効射程距離が広いライフル銃が有害捕獲に必要である。通年の実施、大字鞍岡地区内の捕獲とする。

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林市産業等に係る被害の防止のため

の特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当するすべての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
シカ イノシシ	電気柵 15,000m	電気柵 15,000m	電気柵 15,000m
シカ イノシシ	金網柵 10,000m	金網柵 10,000m	金網柵 10,000m
シカ イノシシ	ワイヤーメッシュ柵 15,000m	ワイヤーメッシュ柵 15,000m	ワイヤーメッシュ柵 15,000m
シカ イノシシ	シカネット 10,000m	シカネット 10,000m	シカネット 10,000m

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵等の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 5 年度	シカ イノシシ カラス サル アナグマ タヌキ カワウ サギ アライグマ	防護柵の効果的な設置法やその後の維持管理の重要性についての研修会の実施及びパンフレットの配布により、地域住民の意識や知識の向上を図る。
令和 6 年度	シカ イノシシ カラス サル アナグマ タヌキ カワウ	防護柵の効果的な設置法やその後の維持管理の重要性についての研修会の実施及びパンフレットの配布により、地域住民の意識や知識の向上を図る。

	サギ アライグマ	
令和7年度	シカ イノシシ カラス サル アナグマ タヌキ カワウ サギ アライグマ	防護柵の効果的な設置法やその後の維持管理の重要性についての研修会の実施及びパンフレットの配布により、地域住民の意識や知識の向上を図る。

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	シカ イノシシ カラス サル アナグマ タヌキ カワウ サギ アライグマ	緩衝帯の整備の推進をすることで人と鳥獣の棲み分けを図る。また、鳥獣の習性や被害防止技術等に関する知識の周知のための講習会の行い、集落一体となった鳥獣被害防止の環境を整備する。
令和6年度	シカ イノシシ カラス サル アナグマ タヌキ カワウ サギ アライグマ	緩衝帯の整備の推進をすることで人と鳥獣の棲み分けを図る。また、鳥獣の習性や被害防止技術等に関する知識の周知のための講習会の行い、集落一体となった鳥獣被害防止の環境を整備する。
令和7年度	シカ イノシシ カラス サル アナグマ タヌキ	緩衝帯の整備の推進をすることで人と鳥獣の棲み分けを図る。また、鳥獣の習性や被害防止技術等に関する知識の周知のための講習会の行い、集落一体となった鳥獣被害防止の環境を整備する。

	カワウ サギ アライグマ	
--	--------------------	--

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

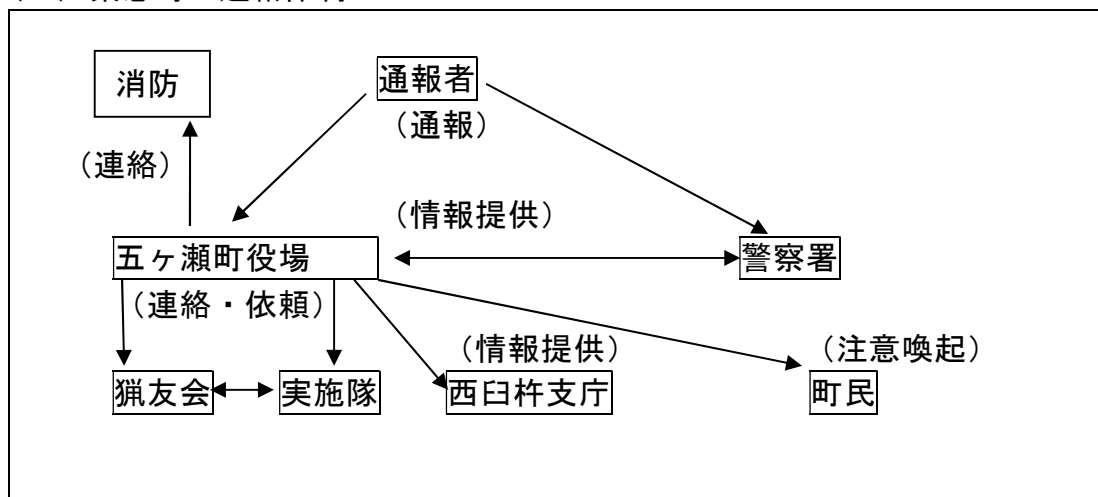
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
宮崎県西臼杵支庁	被害防止活動の支援
五ヶ瀬町 農林課	・ 関係機関への情報提供及び収集 ・ 町民に対する注意喚起及び被害防止活動支援
高千穂警察署	生命・身体の保護、避難等に関する支援
実施隊	町や猟友会と連携し、捕獲や追払い活動を実施
猟友会	町や実施隊と連携し、捕獲や追払い活動を実施

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣の処理については基本的に持ち帰り、生態系等に影響のないように適正に埋設処分している。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	捕獲したシカ・イノシシのジビエ等に関する各種研修を行い、ジビエとしての有効利用に向けた取り組みを行う。また、民間の食肉処理業の営業許可施設を活用し、町内の捕獲鳥獣のうち、年間50頭程度（シカ10頭、イノシシ40頭）の処理を目標として、利活用の推進を図る。
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取り組み

補助事業について周知し、要望があれば事業実施に向けて支援する体制を整備する。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	五ヶ瀬町有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
西臼杵地区猟友会三ヶ所支部 ・鞍岡支部	捕獲の実施、被害の情報提供
西臼杵森林組合五ヶ瀬支所	被害の情報提供、防護対策の指導及び協力
JA高千穂地区五ヶ瀬支所	被害の情報提供、防護対策の指導及び協力
宮崎県農業共済組合 北部センター西臼杵支所	農業共済制度における被害状況の提供

五ヶ瀬町農業委員会	施策の立案、対策実施、調査
鳥獣保護管理員	施策の立案、対策実施、調査
五ヶ瀬町農林課	施策の立案、対策実施、調査
森本食肉	捕獲鳥獣の利活用

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
宮崎県西臼杵支庁	対策の実施指導、情報提供
宮崎北部森林管理署	国有林における被害の情報提供、有害捕獲への協力

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>平成24年3月23日に町職員5名からなる五ヶ瀬町鳥獣被害対策実施隊を設置。平成29年度から民間隊員を加入。活動内容は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害防止のための追払いや防護柵等の設置や助言 ・対象鳥獣の捕獲 ・その他被害防止対策に関すること

- (注) 1 被害状況を勘察し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

<p>狩猟免許を持たない住民による捕獲サポート体制の構築に向けて協議し、地域が一体となった被害防止対策への積極的な取組を推進する。</p>

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育

成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。)について記載する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

--

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。